

株式会社 明翔メディカル 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年1月1日～令和5年12月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度についての知識と理解を深め、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるよう、雇用環境の整備と労働者への周知を行う。

<対策>

- 令和3年1月～ ミーティング（全員参加）において、就業規則および厚生労働省等のリーフレットを提示し、育児休業制度の理解と周知を行う。

目標2：職員の、円滑な育児休業の取得と職場復帰を支援するためのプランを作成し、実施する。

<対策>

- 令和3年2月～ 育児休業の取得を希望する職員に対して円滑な育児休業の取得と復帰を支援するために、当該社員ごとに育休復帰支援プランを作成し、業務の整理、引継ぎ、本人との面談を行う。

目標3：円滑な育休復帰を支援するため、育休中の職員のサポート体制をつくる。また、必要に応じて代替要員を確保する。

<対策>

- 令和3年 4月～ 既存の職員の業務負担も考慮し、必要に応じて育休中の代替要員を確保する。
- 令和3年 7月～ 育休中の職員に対し、ミーティング資料を定期的を送付するなど継続し情報提供を行う。
- 令和4年 2月～ 育休復帰時期が近づいてきた職員に対し、面談を行い、円滑な復帰をサポートする。